

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年5月21日)

## 【件名】

- |    |   |              |    |
|----|---|--------------|----|
| 1  | 社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」の改善措置状況報告書<br>(第2次分)について                 | (福祉保健課) ……   | 別冊 |
| 2  | 社会福祉法人「あすなる会」の改善状況について  | (福祉保健課) ……   | 別冊 |
| 3  | 鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)に関するパブリックコメントの<br>実施結果について                     | (長寿社会課) ……   | 1  |
| 4  | サービス付き高齢者向け住宅の運営状況及びサービス提供状況等について<br>(アンケート調査結果)                | (長寿社会課) ……   | 3  |
| 5  | 青少年が使用する携帯電話におけるフィルタリング利用率の調査結果について                             | (青少年・家庭課) …… | 8  |
| 6  | 国の緊急経済対策(平成24年度第一次補正予算)による地域医療再生基金の<br>積み増しについて                 | (医療政策課) ……   | 10 |
| 7  | 中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づく鳥根県ドクターヘリの鳥<br>取県への乗り入れ開始及び運航前訓練の実施について | (医療政策課) ……   | 13 |
| 8  | 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行開始について                                      | (医療政策課) ……   | 14 |
| 9  | 第4回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会概要について                                    | (医療政策課) ……   | 16 |
| 10 | 鳥取市からの鳥取駅前駐車場用地売却の申出への対応について                                    | (医療政策課) ……   | 別紙 |
| 11 | 平成24年度鳥取県毒物劇物取扱者試験(一般)問題の誤りについて                                 | (医療指導課) ……   | 20 |

福祉保健部

# 鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

平成25年5月21日  
 生活環境部くらしの安心局住宅政策課  
 福祉保健部長寿社会課

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく高齢者居住安定確保計画（案）についてパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

## 1 実施の概要

### (1) 実施期間

平成25年3月25日（月）から4月24日（水）まで

### (2) 意見募集の方法

- ・パブリックコメントに係るチラシ、鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）及び同計画（案）概要版を県ホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所、県立図書館及び市町村役場において配布した。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施した。
- ・意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配布した場所に設置した意見箱により受付けた。

## 2 結果の概要

### (1) 意見のあった件数・・・11件（応募者数は5人）

### (2) 意見の内容と対応方針

○計画（案）に対する意見（10件）

| 意見の概要  | 対応方針   |
|--|--|
| <p>・住み慣れた地域で暮らし続けるのは理想ですが、家族の負担は計り知れないものがあります。家族に「私たちが応援するので頑張ってください」とは気軽に言えません。施設入所を希望される方がとても多いのが実情です。</p> <p>そういった観点から、特別養護老人ホームや小規模多機能の数を是非増やしていただきたいです。サービス付き高齢者住宅の数が増えつつありますが、認知症が進行すると退去せざるを得なかったり、お金を持っている人でないと入居できない現実もあります。</p> <p>「お金がない」ため必要なサービスが受けられない方は自分の周りにもたくさんいます。そういった点も考慮していただければと思います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム及び高齢者の認知症の方を対象とした高齢者認知症グループホームの整備数等については、県及び市町村で3年毎に介護保険事業支援計画の中で見直しを行っているところです。</li> <li>・特別養護老人ホーム等の整備については、今回の介護保険事業支援計画を策定する中で、地域の状況や、施設への入居を希望しておられる方の数及び介護保険料額を考慮しながら検討します。</li> </ul>  |
| <p>(高齢者向け住宅、公営住宅について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建てるのは、生活に便利な所、賑わいのある所が良い。</li> <li>・棟数は、2～4棟が良い。住んでいる人達との交流も出来る。</li> <li>・金額も抑えてもらいたい。家賃が低くないとまず入居ができない。</li> </ul>   | <p>&lt;高齢者向け住宅について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅については民間事業者が事業主体となり、地域の需要及び採算性等を考慮して整備しており、行政が立地場所等について誘導することは難しいと考えています。</li> <li>・低所得の高齢者世帯に対する入居の円滑化策として、サービス付き高齢者向け住宅の家賃その他の生活に必要な費用の低廉化は重要な課題として認識しており、事業者に対して働きかけを行っていきます。</li> </ul> <p>&lt;公営住宅について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅については、現在、身体障がい者、高齢者等に優先的に入居していただく制度を設けており、特に高齢者世帯には住棟の低層階への入居をして頂くよう配慮しています。</li> <li>・公営住宅の家賃については、収入状況に応じて家賃の減額措置を行っています。</li> <li>・公営住宅の立地やコミュニティの形成については、ご意見にあるような課題も認識してお</li> </ul> |

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率の増加に見合った高齢者の住まいをその必要量、機能別に整備する目標となっているのだろうか。</li> <li>・国の施策に沿って、公的施設は増やさず、民間営利企業頼みの供給目標設定になっているように思う。</li> <li>・元気高齢者が増加するのは当然だが、要介護高齢者も増加する。現在でも特別養護老人ホームや介護保健施設、介護療養型医療施設への入所待ちは増えている。</li> <li>・国が誘導する『「施設」から「在宅」へ』の施策が言葉通りに進むことはあり得ない。財政対策優先の高齢者施策であり、「人」を中心に据えた施策でないだけに、このままでは矛盾が矛盾を生み悲惨な高齢者が多数生まれるのではないかと危惧している。こうした高齢弱者と言われる人々への終の棲家の整備は行政の責任に負うところが大きいと思うが、整備目標としては「無い」に等しい計画となっている。一定の所得がある高齢者は民間営利業者の様々な施設への入居も可能でしょうが、そうでない人々にとっては公的整備が頼みの綱。<br/>きれいな計画書でなくていい、泥臭い不十分なものでいい、悩み苦悩するような計画であっていいので県民が希望がもて勇気が湧いてくるような計画づくりを期待する。</li> </ul> | <p>り、昨年度から優先入居制度に子育て世帯も加えたところです。今後の整備計画において参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の住まいの供給目標量については、高齢化率の増加を踏まえ、近い将来における要配慮高齢者世帯数を推計した上で必要量を算出したものです。</li> <li>・特別養護老人ホーム等の整備については、次回の介護保険事業支援計画を策定する中で、地域の状況や、施設への入居を希望しておられる方の数及び介護保険料額を考慮しながら検討します。</li> <li>・このほか公的賃貸住宅へ的高齢者居宅生活支援施設の併設を検討することとしています。</li> <li>・高齢者向けの住宅施策の在り方については、自治体の財政状況を踏まえつつ可能な限り県民の視点に立った施策を展開する一方、民間活力を最大限活用することで、今後増加する高齢者の様々な実情に応じ、多様な住まいを提供できるよう配慮したいと考えています。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん賃貸支援事業の実施に当たっては、市町村との連携が必要です。今後増大が予想される高齢者への入居支援を進めるには、市町村の関与をもっと強めると共に、人的支援・財政的支援も必要です。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん賃貸支援事業は、市町村と連携を取り、協力を得ながら実施しており、平成 24 年 11 月の鳥取県居住支援協議会を設立し、更に連携体制を強化したところです。</li> <li>・同協議会の運営にあたり、財政面での連携は今後の課題と考えておりますので、市町村の理解を得ながら、引き続き検討を進めます。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人の確保が困難な高齢者が増えています。所得水準の低い高齢者に対応した債務保証制度が求められます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の高齢者世帯に対する入居の円滑化策については、現在、あんしん賃貸支援事業において、(財) 高齢者住宅財団による家賃債務保証制度の普及に取り組んでいますが、今後、鳥取県居住支援協議会による関係団体の連携、取り組みを積極的に推進する予定です。</li> </ul>   |

○その他の意見（1件）

- ・鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）の内容についての質問

3 その他

本計画（案）について、高齢者住まい法に基づき、市町村への協議及び鳥取県地域住宅協議会への意見照会を行った結果、特段の意見は無かった。（パブリックコメントと並行して実施。）

4 今後の予定

パブリックコメントにより得られた県民からの意見をふまえ、高齢者居住安定確保計画（案）を精査し、平成25年6月を目処に計画を策定する。

# サービス付き高齢者向け住宅の運営状況及びサービス提供状況等について (アンケート調査結果)

平成25年5月21日  
生活環境部くらしの安心局住宅政策課  
福祉保健部長寿社会課

平成25年3月18日開催の常任委員会において意見のあったサービス付き高齢者向け住宅の運営状況等の実態把握について、既登録サービス付き高齢者向け住宅事業者に対しアンケート調査を行ったので、その結果を報告する。

## ○調査の概要

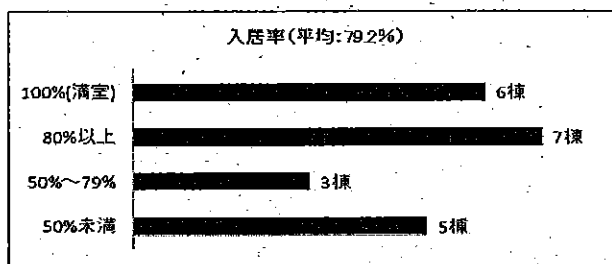
＜調査期間＞平成25年4月～5月  
 ＜調査対象＞21事業者(21棟、697戸)  
 ※現在の本県におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録棟数は29であるが、工事中等未開設のもの及び開設後間もないものを除き、概ね平成24年8月時点で開設していた住宅の事業者を、今回の調査対象とした。  
 ＜調査方法＞県から電子メールにより回答を依頼し、各事業者から回答を得た。

## ○調査の結果

### 1 入居者等の状況

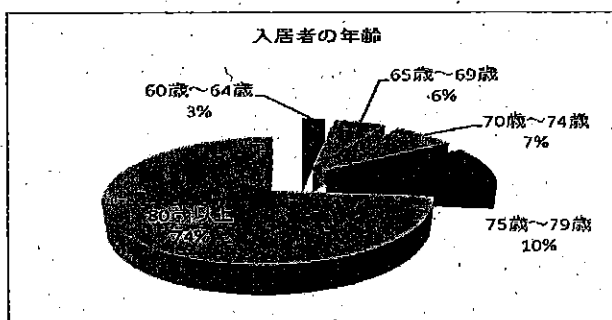
#### ＜入居率＞

- ・全697戸に対し現在の入居戸数合計は552戸であった。(入居率 79.2%)
- ・入居率は8割以上の住宅が過半数であったが、開設後の期間が短い住宅で低い入居率のものもあった。



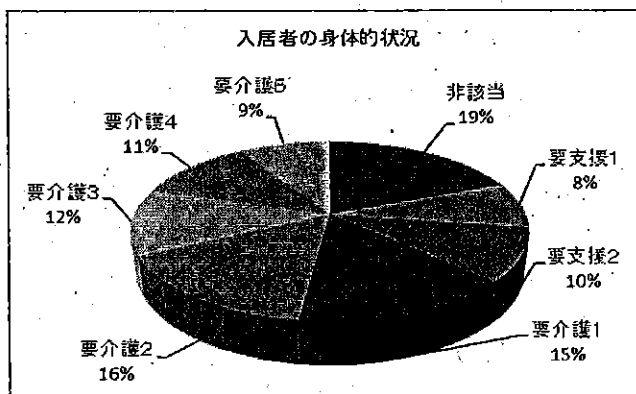
#### ＜入居者の年齢、性別＞

- ・入居者の性別割合は、男性が35%、女性が65%であった。
- ・入居者の年齢区分ごと割合では、高年齢の割合が高くなる傾向が見られ、80歳以上の割合が最も高かった。



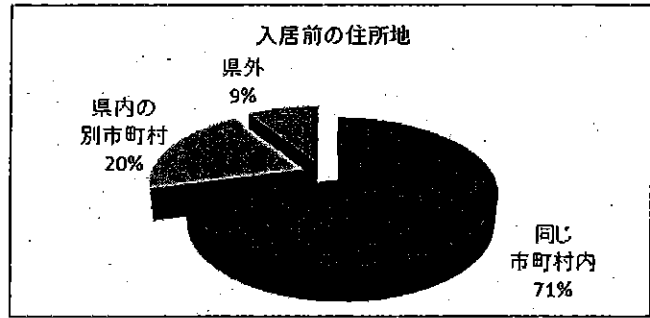
#### ＜入居者の身体的状況＞

- ・身体的状況(介護度)では、非該当者の割合が最も多く全体の19%となった。
- ・非該当～要介護2までの割合と要介護3以上の割合では、両者がほぼ同等の割合であった。
- ・介護度の区分によって入居者数の割合に大きな差は見られなかった。



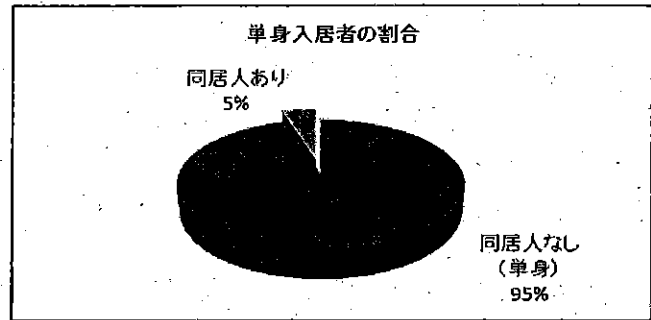
＜入居前の住所地＞

- ・サービス付き高齢者向け住宅に入居する前の住所地は、県外からの入居者は9%であり、大部分は入居前の住所地も県内であった。
- ・県内の別市町村からの入居者の割合は、20%であった。



＜同居の有無＞

- ・同居人のある住戸数は全 552 戸に対し 26 戸、割合は5%であり、ほとんどが単身入居者であった。



＜待機者の状況＞

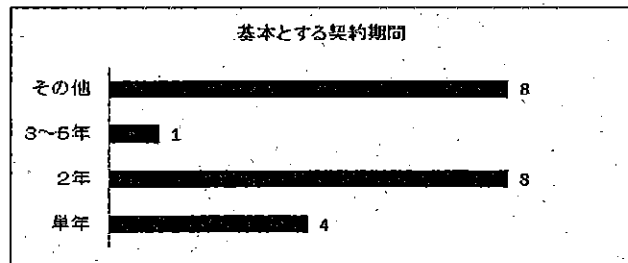
- ・空室待ちなど、予約を受付けている場合における待機者数は、全体で 100 名であった。

2 入居契約及びサービス利用等の状況

(1) 契約、費用等

＜契約期間＞

- ・基本とする契約期間では、2年及び「その他」が最も多かった。
- ・「その他」の契約期間を聞き取りしたところ、契約終期を特段定めていない、又は入居者の希望により設定している。
- ・上記に対し、一般の賃貸住宅においては、その多くが契約期間を数年で区切っていると考えられ、これらとの違いが現れた形となった。

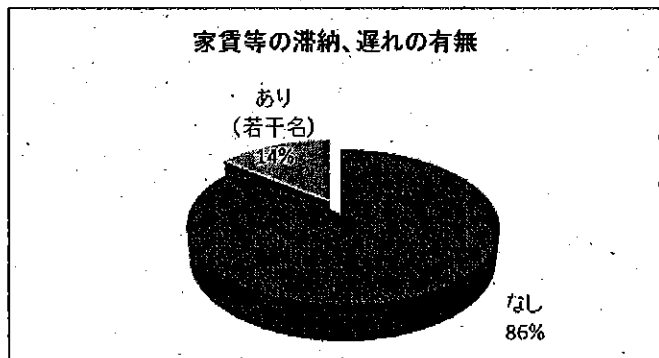


＜サービスの利用料金＞

- ・家賃及び共益費を除いた、サービスの利用料金の直近一月の平均額は 42, 291 円であった。
- ・上記に対し、家賃及び共益費の平均額（最低額、現登録住宅 29 件の平均）は 70, 364 円であり、仮に上記サービス利用料の直近一月の平均額を加えると、112, 655 円となる。

＜家賃等の収納状況＞

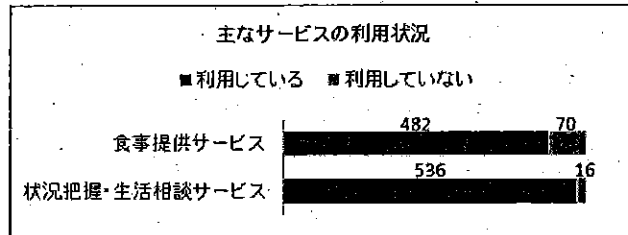
- ・家賃及びサービス利用料の収納状況については、概ね「滞納や遅れはない」とのことであったが、一部の住宅においては「若干名、滞納や遅れのある入居者がある」との回答もあった。



## (2) サービス提供等

### <サービスの利用状況>

- ・食事の提供サービスについては、9割程度の入居者が利用している。(食事提供サービスは、全事業者が提供。)
- ・法令上、提供が必須とされている「状況把握・生活相談サービス」は、ほとんどの入居者が利用していた。
- ・その他のサービス(入浴等の介護、調理等の家事、健康の維持増進)については、提供する事業者はまばらだが、提供されている住宅にあっては多くの入居者が利用していた。

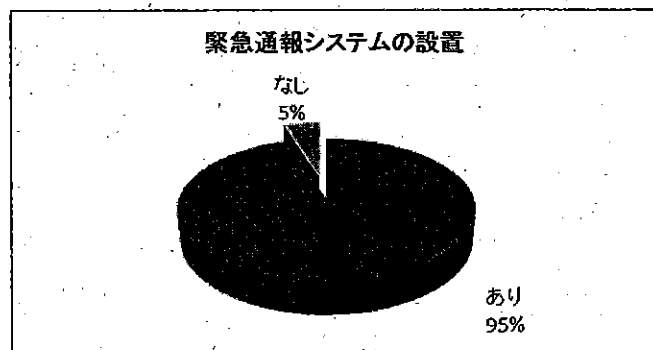


### <状況把握・生活相談サービスの提供方法>

- ・状況把握サービスの提供方法としては、食事提供時等を利用して、1日に1回～3回程度の確認や声かけを行っているとのことであった。
- ・生活相談サービスの提供方法としては、入居者の求めに応じて随時対応する、食事提供時等を利用し聞取るといった回答が多かったが、月に一度お茶会を行う・生活相談と称して訪問するといった回答もあった。

### <緊急通報サービスの提供状況>

- ・ほとんどの住宅に設置されている緊急通報システムによる通報があった際の対応は、即時通報のあった住戸を訪問し、緊急を要する場合には救急及び家族への連絡を行うということであった。
- (法令上、職員等が365日・24時間常駐する場合を除いて通報システムの設置が必要。)



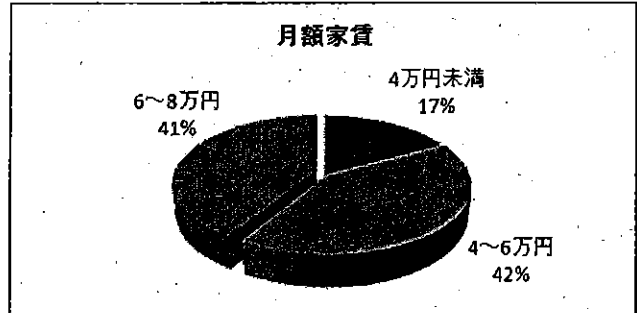
### 3 (参考) その他登録データの状況

以下は、現時点における既登録サービス付き高齢者向け住宅事業の登録情報(計29件)から抜粋したもの。

#### (1) 費用

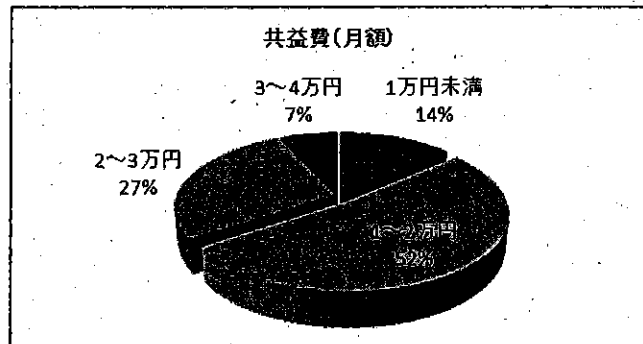
##### <月額家賃>

- ・平均額は53,069円、最低額は30,000円、最高額は75,000円である。
- ・多くは4万円から8万円の間に分布しており、4万円未満は5件、全体の17%となっている。(本県には8万円以上の月額家賃を設定している住宅は無い。)



##### <共益費(月額)>

- ・平均額は17,295円、最低額は3,000円、最高額は35,000円である。
- ・1万円から2万円未満の区分が52%と最も多く、次いで2万円から3万円未満の区分が27%となっている。

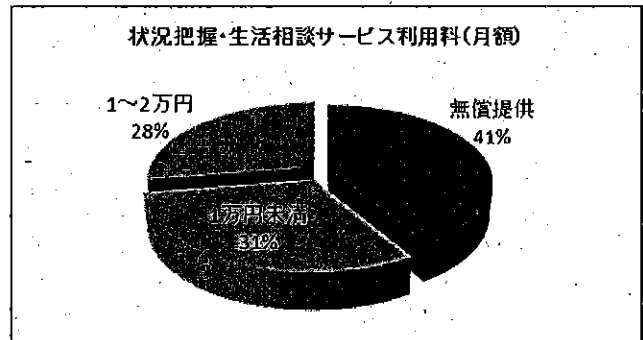


##### <食事提供サービス利用料(1日3食・月額)>

- ・平均額は41,231円、最低額は30,000円、最高額は46,500円である。

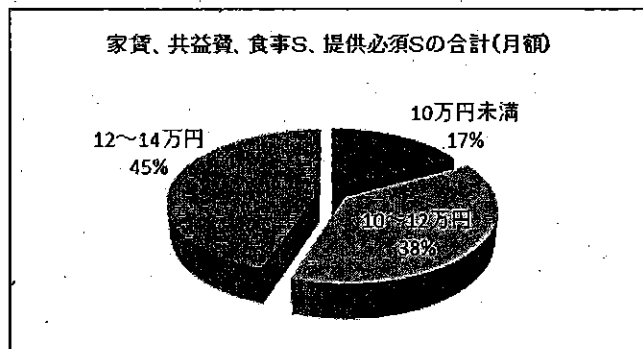
##### <状況把握、生活相談サービス利用料>

- (月額) ※法律上、提供必須のもの。
- ・平均額は5,016円、最低額は0円、最高額は18,900円である。
  - ・月額0円(無償提供)が41%と最も多く、次いで1万円未満の区分が31%となっている。



##### <上記の合計額(月額)>

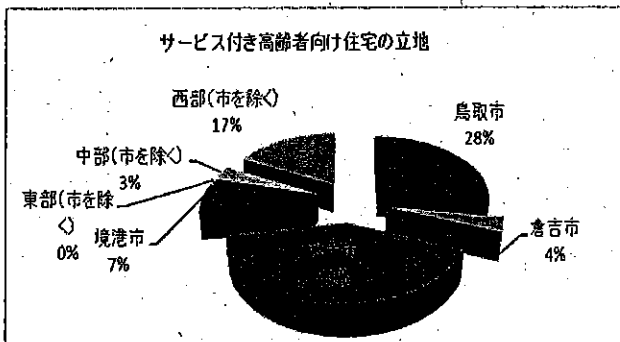
- ※サービス付き高齢者向け住宅で生活する上で、最低限必要と考えられる費用。
- ・平均額は116,610円、最低額は90,000円、最高額は140,000円である。
  - ・12~14万円の区分が45%と最も多く、全体の83%が10~14万円の範囲に収まった。10万円未満の区分は5件、17%と最も少ない。



## (2) その他

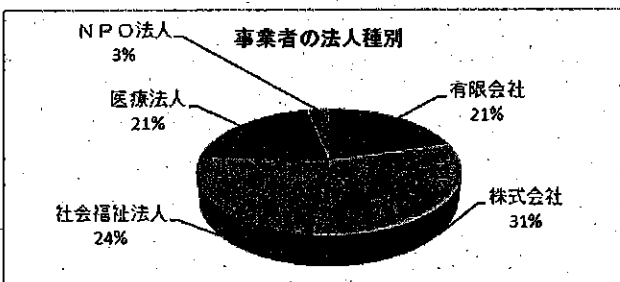
### <立地場所>

- ・米子市に最も多く立地しており、12件、41%が登録されている。その他は鳥取市が8件、倉吉市が1件、境港市が1件である。
- ・市を除く各地域でも、西部地域が17%と最も多くなっており、米子市、境港市も含めた西部地域で計19件、全体の66%を占めている。



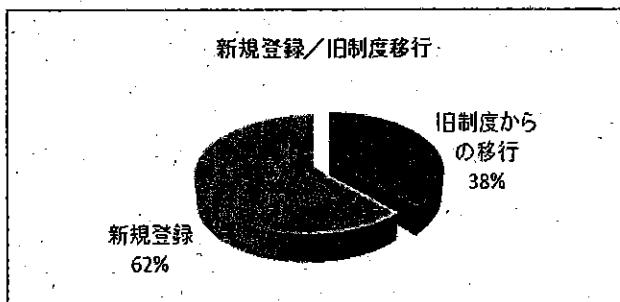
### <事業者の法人種別>

- ・有限会社及び株式会社が52%と過半を超えており、社会福祉法人、医療法人は同程度の割合である。



### <新規登録と旧制度移行案件の割合>

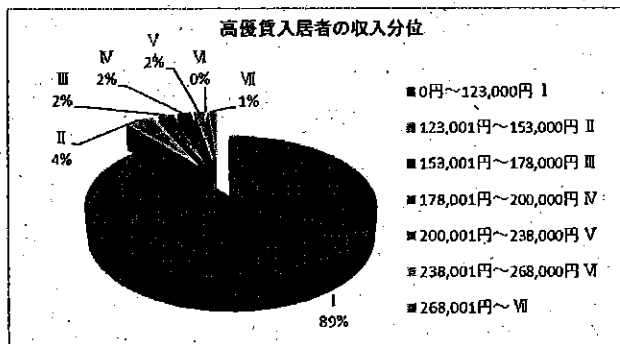
- ・高齢者専用賃貸住宅(高専賃)等の旧制度からの移行により登録した住宅は11件、現在の登録件数に占める割合は38%である。
- ・11件の内訳は、高齢者優良賃貸住宅(高優賃)が1件、高優賃かつ高専賃貸が2件、高専賃が8件である。



### <旧高優賃入居者の収入>

- ・平成23年度の高優賃入居者(延べ入居者であり退去者を含む。)の89%が、月額所得が123,000円未満の収入分位Iである。

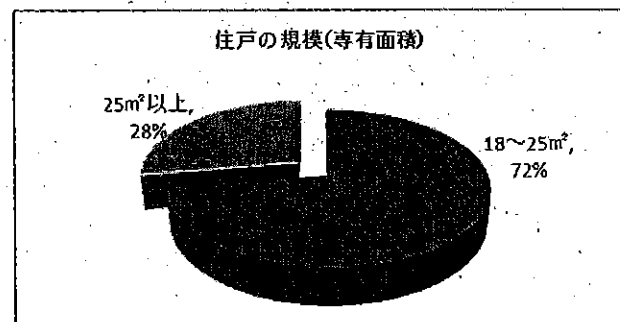
※サービス付き高齢者向け住宅における入居者の収入は把握困難であるため、参考として掲載。



### <住戸の規模(専有面積)>

- ・各住戸の面積は、18から25㎡未満の住宅が72%と大部分を占める。(ただし、各住宅における最低面積により算定。)

※法律上は、原則25㎡以上とされている。(ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するための十分な面積を有する場合は、18㎡とすることができる。)





# 青少年が使用する携帯電話におけるフィルタリング利用率の調査結果について

平成25年5月21日

青少年・家庭課

## 1 概要

急速に普及した携帯電話を介して、青少年が犯罪被害等に遭うトラブルが深刻化していることから、平成23年2月県議会において鳥取県青少年健全育成条例を改正し、有害サイトなど青少年に見せたくない特定サイトの閲覧を制限するフィルタリング設定を強化しました。(平成23年7月1日施行)

条例改正の効果を検証するため、平成24年度に県教育委員会が実施した「ケータイ・インターネット利用に係るアンケート」において、フィルタリングの利用状況に関する質問を設けており、この度、その調査結果がまとまりましたので報告します。

## 2 青少年健全育成条例の改正内容

フィルタリングの解除に当たっては、保護者の書面による申し出を義務化し、携帯電話事業者にはフィルタリングに関する説明及びフィルタリング解除に際し保護者が提出した書面の保存を義務付けた。

## 3 ケータイ・インターネット利用に係るアンケートの概要

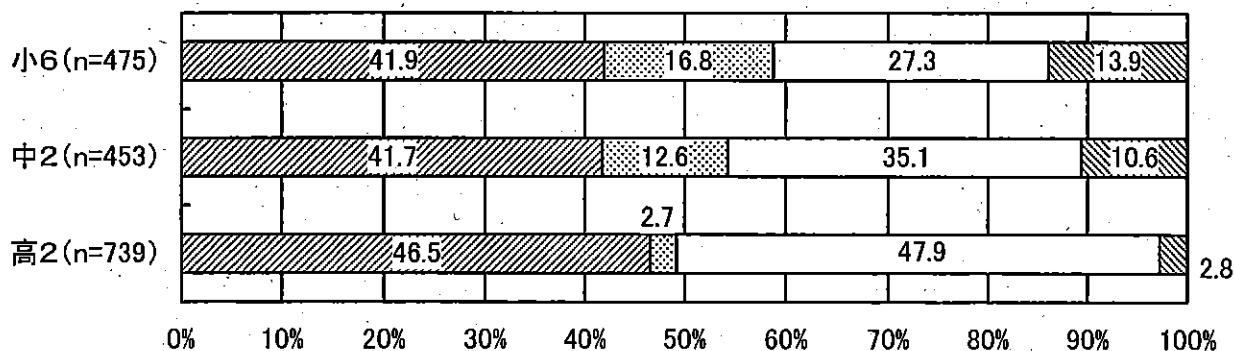
(1) 実施時期：平成24年10月22日～11月9日

(2) 調査対象：県内、小学6年生、中学2年生、高校2年生及び保護者から抽出

| 区分   | 学校数 | 抽出回答数(人) |     |
|------|-----|----------|-----|
|      |     | 児童・生徒    | 保護者 |
| 小学校  | 22  | 504      | 504 |
| 中学校  | 19  | 500      | 500 |
| 高等学校 | 14  | 465      | 370 |

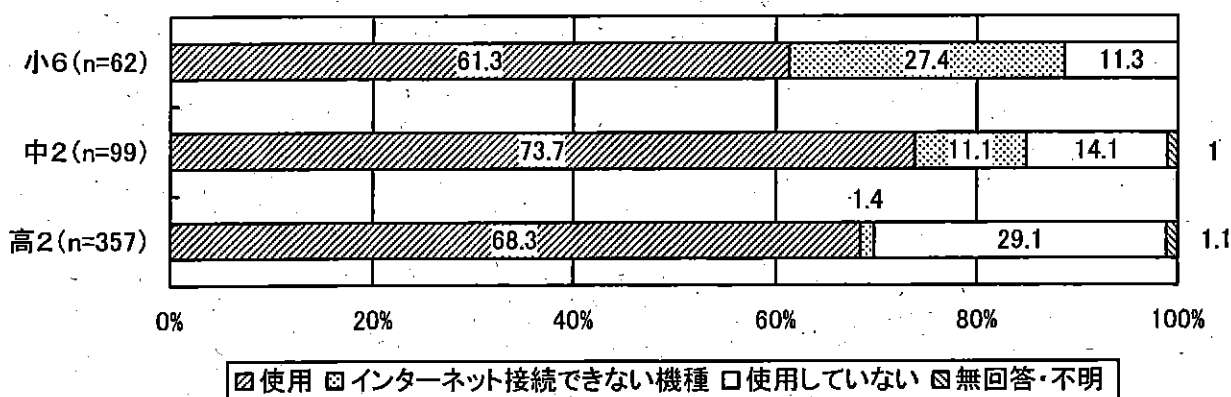
## 4 調査結果 ※(1)～(3)はいずれも保護者の回答結果

### (1) 条例改正前(平成21年度調査結果)



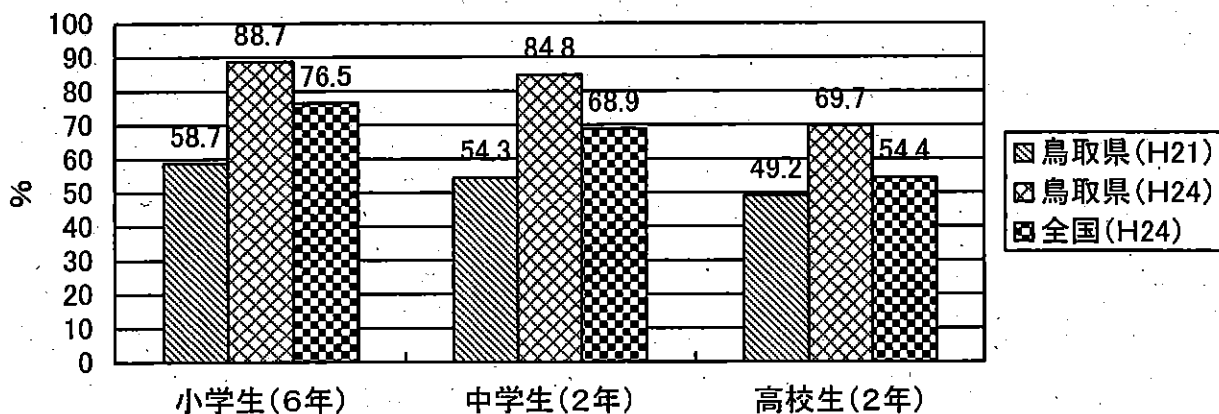
■使用 □インターネット接続できない機種 □使用していない □無回答・不明

(2) 条例改正後（平成24年度調査結果）



(3) フィルタリング使用率の比較

※「フィルタリング使用」と「インターネット接続できない機種」の合計



※全国調査（内閣府）の学年は特定されていない。

<コメント>

- ・今回の調査結果を前回（H21）の調査結果と比較すると、小・中学生は30ポイント、高校生は20ポイント、フィルタリング使用率が上昇しており、平成23年7月1日に施行となった「鳥取県青少年健全育成条例のフィルタリングについての改正」及びその周知のための広報や、フィルタリングの必要性に関する教育啓発により、保護者のネット接続の危険性に対する意識の向上が図られているものと考えられる。
- ・今回の調査結果において、本県の児童生徒のフィルタリング使用率は、小学生・中学生・高校生とも全国調査（内閣府）を上廻っている。

5 今後の課題

青少年が所持している機種は、ケータイからスマートフォン（スマホ）に変わってきており、スマホは、インターネットへの接続が電話回線（3G）とインターネット専用回線（Wi-Fi）の2回線あり、電話回線のフィルタリングは携帯電話販売店等に行かなければ解除できないが、インターネット専用回線のフィルタリングは、個々の端末操作で解除できることから、フィルタリングの必要性について引き続き啓発が必要である。

# 国の緊急経済対策（平成24年度第一次補正予算）による 地域医療再生基金の積み増しについて

平成25年5月21日  
医療政策課

国の平成24年度補正予算により、地域医療再生臨時特例交付金が拡充され、各都道府県は、現在の地域医療再生計画を見直して、新たな計画を策定することとなっています。その概要は以下のとおりです。

## 1 趣旨

これまでの交付金により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、全都道府県に交付金を交付し、都道府県は地域医療再生計画を策定し、必要な事業を行う。

## 2 計画の策定

- ・計画の期間は平成25年度末までとする。
- ・ただし、平成25年度末までに開始する事業において、翌年度以降へ継続させなければ予め設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、平成27年度まで事業を繰り越すことが可能である。（施設整備については事業完了まで可能）
- ・これまでの計画に計上している事業のうち、継続が必要な事業についても、今回の積み増し分の対象として差し支えない。（平成26～27年度分の所要額を計上）

## 3 計画の内容

次のような内容を盛り込むこと。ただし、(1)～(5)の内容については必ず検討すること。

- (1) 津波対策に必要となる医療機関の施設整備費（高台への移転新築、自家発電装置の上層階への設置等）
- (2) 医学部の地域枠定員の増員に伴い必要となる修学資金の貸与事業
- (3) 寄付講座の設置による地域における医師確保対策
- (4) 介護と連携した在宅医療体制を整備する在宅医療推進事業
- (5) 在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等の開催
- (6) 震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
- (7) 東日本大震災等これまでの計画の策定時からの状況の変化に伴い必要となる新たな取組等

## 4 交付の条件

- (1) 医師確保対策及び在宅医療の推進に係る事業内容を盛り込むこと。
- (2) 計画に係る基金の充当額は15億円以内で作成すること。また、(1)に係る基金の充当額は5億円以内を想定（国全体の予算額は500億円）  
→ なお、都道府県の作成する地域医療再生計画案の基金投入金額の合計が500億円を超える場合には、各都道府県が作成した計画内容の優先性や必要性等を考慮し予算の範囲内で交付予定額が内示される予定。
- (3) 施設・設備整備事業については、基金に加え県費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。

## 5 事業の継続

平成25年度までに開始する事業において、翌年度以降へ継続させなければ予め設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、厚生労働大臣の承認を受けた上で当該事業を繰り越すことができる。

また、これまでに県が策定した計画においても同様の扱いとする。

## 6 地域医療再生計画に盛り込む項目案

### (1) 医師確保・在宅医療の推進(必須)【基金充当予定額：5億円(国が示す上限額)】

#### ○医師確保

H25年度着手という条件に鑑み、鳥取大学医学部の寄附講座及び既存奨学金の安定的継続実施に向けた財源確保を図る。

- ・鳥取大学医学部の寄附講座の継続
- ・医師確保のための奨学金の継続

#### ○在宅医療の推進

医療・介護にまたがる様々な支援を実施する医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネなどの協働の支援のため、連携研修、住民への普及啓発を行う事業など、在宅医療推進のため医療機関、市町村等が実施する事業。

- ・地域の包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制の構築への支援
- ・在宅医療の普及啓発、訪問看護に必要な設備整備等への支援 ほか

### (2) その他基金充当予定額【10億円】

#### ○災害対策

東日本大震災以後の医療機関の防災意識の高まりにより必要となった整備を支援し、災害時の医療体制の充実を図る。

- ・医療機関の自家発電装置、衛星携帯電話等の整備・充実
- ・災害時に広域搬送拠点となる臨時医療施設の設備整備 ほか

#### ○その他

1次・2次計画等策定後の事情により必要となった事業

### (3) 基金充当予定の総額：15億円(国が示す上限)

## 7 地域医療再生計画の見直しに関する経緯と今後の予定

25年

2月末 厚生労働省が国の平成24年度第一次補正予算による地域医療再生基金の積み増しにかかる通知発出(基金積み増し上限 15億円/県)

5月28日 医療審議会

5月31日 基金積み増しにかかる国への計画提出期限

6月～7月 国の計画審査

7月頃 国から交付額内示

8月中旬 国から交付決定

# 【参考】地域医療再生計画の概要

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画（地域医療再生計画）に基づく都道府県の取組を支援

計画

経費

- 複数年度（25年度末まで）にわたる取組を支援。  
※施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。  
・施設・設備整備費、運営費とも使用可能。  
・県全体で実施した方が効果的な事業（医師確保事業等）は、県全体を対象とすることも可能。

- 補助率は設定しておらず、県に一律に新たな負担は求めない。
- 新規・拡充ならば、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能。

都道府県

地域医療再生計画

交付金交付

厚労省

## ＜二次計画分＞

- ◎国の平成21年度補正予算計上  
総額 2,350億円  
(25億円×94地域(各都道府県2地域))
- ◎計画の対象地域は、三次医療圏が基本。  
ただし、周辺の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能  
⇒鳥取県は東部(中部)地域25億円、西部地域25億円の計50億円

## ＜三次計画分＞

- ◎国の平成22年度補正予算計上  
総額 2,100億円  
(15億円×52地域、加算額1,320億円)
- ◎計画の対象地域は、都道府県単位(三次医療圏)×一次・二次医療圏を含む広域医療圏  
⇒鳥取県は31.6億円

| 項目           | 地域医療再生計画(二次計画分)  | 地域医療再生計画(三次計画分)   |
|--------------|--|---|
| 1. 医師・看護師の確保 | 1.6億円<br>〔主な事業〕<br>・鳥取大学医学部への寄附講座開設<br>・医師確保対策奨学金(定員増等)<br>・医療クラーク採用への支援<br>・研修用医用機器整備への支援<br>・看護師養成所定員増への支援 等                         | 1億円<br>〔主な事業〕<br>・鳥大医学部定員増(2人)のための奨学金<br>・看護教員の育成及び看護師の継続就労についての研究<br>・看護師確保対策奨学金   |
| 2. 医療連携体制の充実 | 1.8億円<br>〔主な事業〕<br>・地域連携クリティカルパスの作成<br>・4疾病6事業の研修への支援<br>・ITを活用した地域連携システム構築への支援<br>・県民への適正受診の啓発 等                                      | 7.6億円<br>〔主な事業〕<br>・東部医療圏の病院の役割分担に伴う施設整備<br>・急性期病院からの移行患者の受入れ促進に伴う整備(回復期・慢性期の病院、重症心身障害児施設等)<br>・へき地医療の充実 等  |
| 3. 救急医療体制の充実 | 1.6億円<br>〔主な事業〕<br>・ヘリコプターを活用した体制整備<br>・鳥大救命救急センター整備への支援<br>・西部急患診療所整備への支援<br>・地域で連携役割分担した医療機器等の整備<br>・感染症センター整備への支援<br>・腎センター整備への支援 等 | 1.7億円<br>〔主な事業〕<br>・救命救急センターの強化<br>・中部の救急医療体制の強化<br>・ドクターカーの整備<br>・周産期母子医療センターの充実<br>・米子市内への感染症病床等の整備<br>・災害医療体制の充実(自家発電等の充実、DMAT車両、情報伝達手段等)<br>・腎センターの整備 等 |
| 4. がん対策の充実   | 6億円<br>〔主な事業〕<br>・地域連携クリティカルパスの作成[がん]<br>・4疾病6事業の研修への支援[がん]<br>・地域で連携役割分担した医療機器等の整備[緩和ケア病棟、ライナック等] 等                                   | 6億円<br>〔主な事業〕<br>・がん診療機器の整備(放射線治療装置等)<br>・がん検診機器等の整備<br>・白血病治療の骨髄移植に必要な無菌室整備<br>・県内のがん患者の実態把握(がん登録体制の充実)等   |
| 計            | 50億円   | 31.6億円  |

# 中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づく島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れ開始及び運航前訓練の実施について

平成25年5月21日  
医療政策課

中国地方各県が運航するドクターヘリの広域連携については、本年1月23日に5県知事及び4基地病院病院長により基本協定を締結し、関係県での運航開始に向け、関係機関への説明及び現地調査等の準備を行ってきました。

このたび、島根県からの出動準備態勢及び鳥取県の要請準備態勢が整ったことから、下記により島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れを開始します。

また、運航開始前のシミュレーション訓練を下記により実施します。

## 記

### 1 広域連携の趣旨

中国各県、各基地病院、各消防本部、各運航会社が、連携・協力して、広域的（県境を越えて）にドクターヘリ運航を行うことにより、事故・災害現場での救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

### 2 鳥取県への乗り入れ開始について

#### (1) 島根県ドクターヘリの鳥取県への運航開始日時

平成25年5月27日（月） 午前8時30分から

#### (2) 広域連携の概要

##### ○要請の対象

・原則、現場救急とするが、患者の生命に関わる等の理由からドクターヘリによる搬送が必要な転院搬送を含む。ただし、出動対象地域内及び島根県内の医療機関への転院搬送に限る。

##### ○出動対象地域

- ・西部広域行政管理組合消防局が管轄する市町村  
（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）
- ・中部ふるさと広域連合消防局が管轄する市町村  
（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町）

### 3 運航開始前訓練の実施について

島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れ運航開始前に、島根県ドクターヘリ、西部消防局、日南病院が参加して訓練を行う。

- (1) 日時 5月22日（水） 午後1時30分から午後2時30分まで
- (2) 場所 日野郡日南町生山 旧木材市場
- (3) 参加機関 島根県ドクターヘリ（島根県立中央病院）、西部広域行政管理組合消防局、日南病院
- (4) その他 天候不良及びドクターヘリの要請があった場合は訓練を中止する。

## 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行開始について

平成 25 年 5 月 21 日

医 療 政 策 課

5 月 7 日から、鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行が開始されましたので、運行の概要等について報告します。

### ■ 概 要

- 事業主体 鳥取大学医学部附属病院
- 運行開始 平成 25 年 5 月 7 日 (火) から
- 出動待機時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分とする。  
救急要請可能時間は、  
運転者の勤務する平日 9 時 00 分～16 時 00 分  
当面の運転者勤務曜日：月、火、木
- 出動要請 西部消防局から要請を受けた場合に出動する。
- 出動対象地域 原則として西部消防局管内とする。
- 乗務構成 医師 1 名、看護師 1 名又は研修医 1 名、運転手 1 名（緊急車両運転の経験を有する者）、救急救命士 1 名（鳥大附属病院での救急救命士研修期間中に限る）
- 車の仕様 高規格救急車（トヨタ社製） 定員 7 名 排気量 2,690CC
- その他 大災害時に複数の医療者が出動する場合は、医師による運転も可能とする。

### <今後の予定>

- 出動範囲の拡大 年内には、安来市消防本部とも協定を交わし運行範囲を広げる予定。
- 稼働日数の拡大 運転要員の 1 名増員ができれば、稼働日数を増やしたいとの鳥取大学医学部附属病院の意向。  
(当初予定：運転手 2 名/年間 244 日/平日)

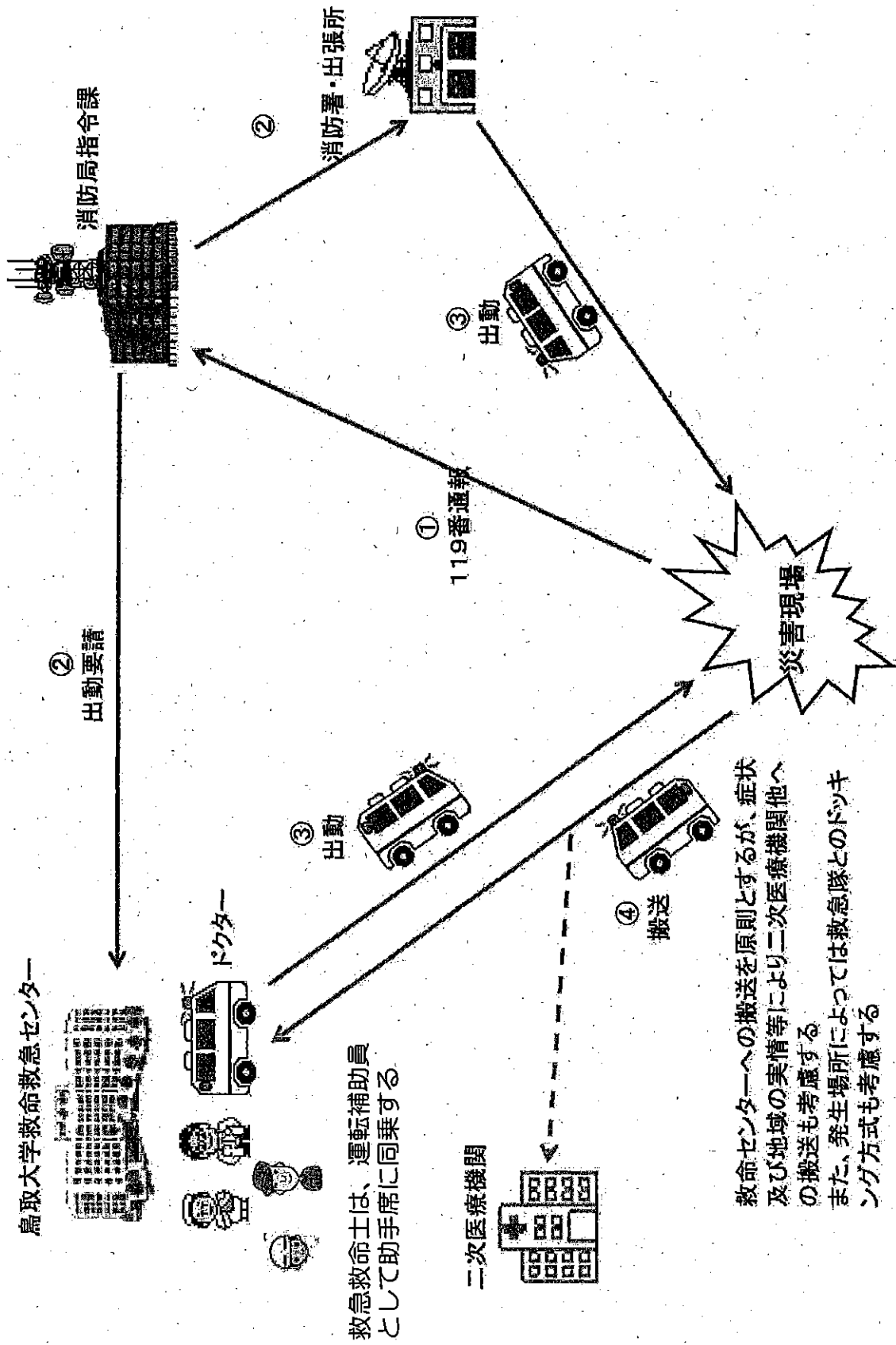
### 〔ドクターカーの運営費に対する県の支援〕【平成 25 年度】

- ・事業区分：地域医療再生基金事業
- ・補助対象：人件費及び燃料費等運行に必要な経費
- ・補助金額：2,829 千円（補助率 10/10）

### 〔ドクターカーの整備に対する県の支援〕【平成 24 年度】

- ・事業区分：地域医療再生基金事業
- ・補助対象：ドクターカー整備に要する経費（車両、搭載医療機器等）
- ・補助金額：11,825 千円（県 1/2）

ドクターカー運用方式(病院による運営)





## 第4回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会概要について

平成25年5月21日  
医療政策課

「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」第4回会議を4月27日に開催しましたので、その概要を報告します。

### 【第4回検討会の概要】

看護専門学校の誘致に関して、設置候補地及び学校法人との基本協定書調印について鳥取市から説明をいただき、意見交換が行われた。

- ・設置候補地（別紙1）
- ・基本協定書調印式（別紙2）

#### ○鳥取市の説明に対する主な質疑応答

- ・鳥取市が駅前の県有地が最も良いとのことであるが、学校というはある程度静かな場所で学問をする場所。市街地にアクセスが良いということは学校の最優先要件ではないと思う。  
→中心市街地での若者定住といった考え方。にぎわいの創出ができ、駅前の学校という発想。
- ・どのように実習受入先を確保するのかについて、大阪滋慶学園から市にどのように説明があって、それを市がどのように理解しておられるかを伺いたい。  
→回答は貰っていない。今後詰めていく。

#### ○その他意見

- ・患者が看護実習の対象となることを嫌がる傾向がある。県は実習指導者講習と一緒に患者に対する啓発運動をしていただくことが必要と考える。
- ・看護職員実習指導者養成講習会（県から社団法人鳥取県看護協会への委託事業）が看護研修センター（鳥取市）で実施されることは決定しているようだが、中部で開催していただければ参加しやすいという声を聞く。
- ・実習指導者養成支援事業（県実施事業）であるが、現在は受講者の代替職員の人件費が助成されているが、指導者を一人養成すればお金が出るといった助成制度を作っていただければ、人を出しやすく、また研修中に職員同士でカバーすることも容易となるという意見も聞いている。

### 【参 考】

#### 1 検討会の設置の目的

看護師不足の中、県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の新設の動きがあることから、これらを実現するための支援策等、看護師養成の抜本的拡充について検討する。

#### 2 検討内容

- (1) 看護師養成の現状と課題
- (2) 今後必要な看護師（看護師数、看護師像）
- (3) 養成の拡充方策に係る課題と対応
- (4) その他、看護師養成拡充に関し必要な事項

### 3 検討会のスケジュール

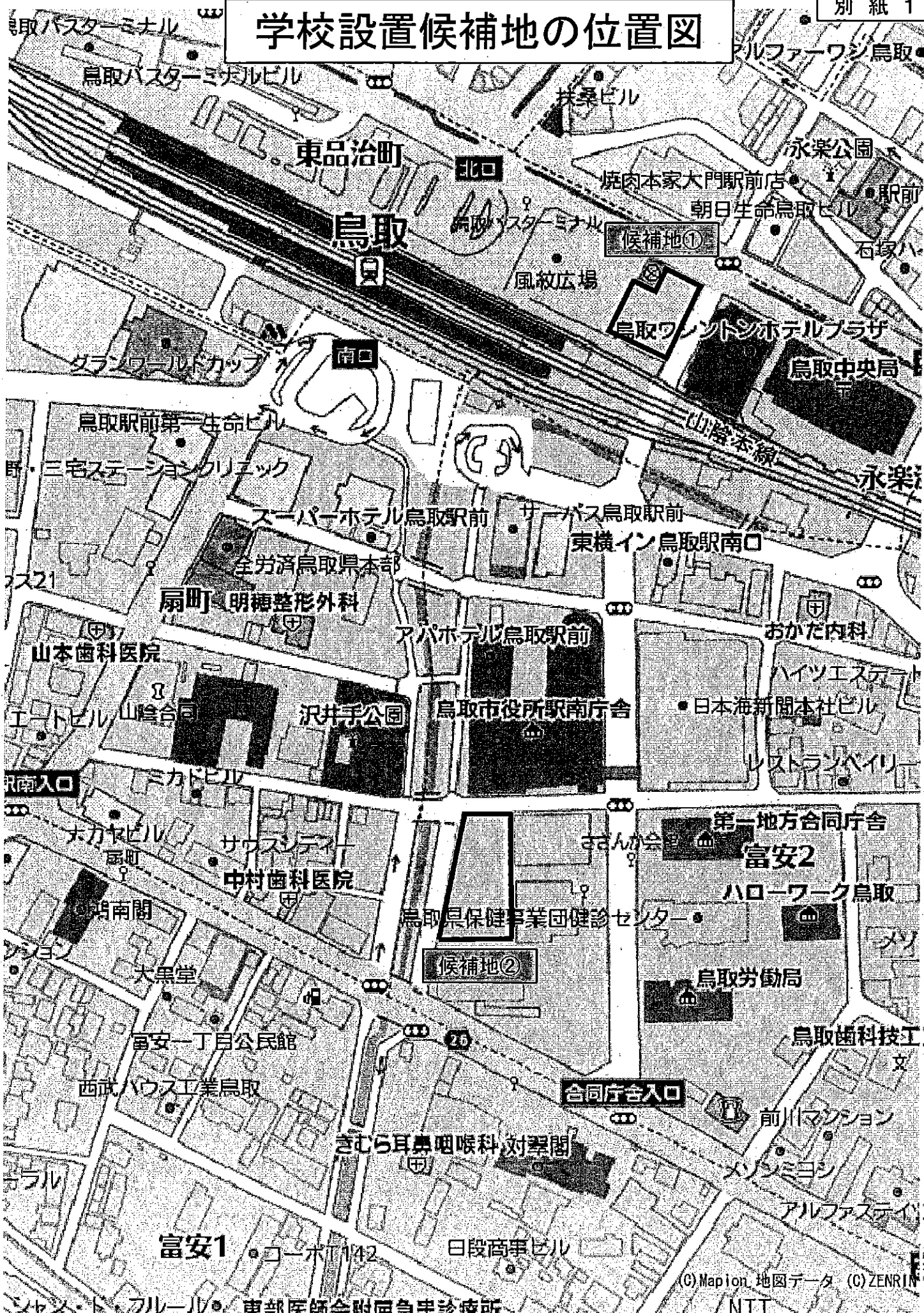
|     | 開催日       | 検討内容  |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | H24年11月6日 | ●県内の新たな看護師養成の動き<br>●看護師養成の現状<br>●県内の看護職員の需給と将来見通し   |
| 第2回 | H25年1月8日  | ●看護師不足の現状等<br>●看護師養成所の課題等   |
| 第3回 | H25年3月27日 | ●新たな看護師養成所設置の取組状況<br>・鳥取市及び学校法人藤田学院の取り組み  |
| 第4回 | H25年4月27日 | ●鳥取市からの報告<br>・鳥取市医療看護専門学校(仮)の設置候補地等<br>●看護師養成機関に関するニーズ調査の速報概要<br>●鳥取県看護職員実習指導者養成講習会実施要項(案)等 |
| 第5回 | H25年5月30日 | ○県が実施した看護師養成所に関するニーズ調査結果<br>○学校法人大阪滋慶学園の取組状況について<br>○鳥取看護大学の取組状況について                        |

### 4 委員名簿(19名)

(平成25年4月現在)

| 区分          | 所属           | 職名         | 氏名    | 備考                           |
|-------------|--------------|------------|-------|------------------------------|
| 医療関係<br>団体  | 鳥取県医師会       | 県医師会長      | 岡本公男  | 検討会座長                        |
|             | 鳥取県病院協会      | 協会長        | 野島丈夫  | 野島病院総院長                      |
|             | 鳥取赤十字病院      | 院長         | 福島 明  |                              |
|             | 鳥取県看護協会      | 会長         | 虎井佐恵子 |                              |
| 病院          | 清水病院         | 副院長        | 萬場貴美子 |                              |
|             | 鳥取市立病院       | 看護部長       | 竹内いずみ |                              |
| 福祉施設        | 鳥取県老人保健施設協会  | 副会長        | 田中 彰  | 医療法人賛幸会理事長<br>(介護老人保健施設はまゆう) |
|             | 鳥取県老人福祉施設協議会 | 会長         | 土井政史  | 特別養護老人ホーム<br>博愛苑施設長          |
| 看護師養成<br>成校 | 鳥取大学医学部保健学科  | 教授         | 広岡保明  |                              |
|             | 鳥取看護専門学校     | 校長         | 日野理彦  | 県立中央病院院長                     |
|             | 倉吉総合看護専門学校   | 副校長        | 會見加代子 |                              |
|             | 倉吉看護高等専修学校   | 設置者代表      | 池田宣之  | 中部医師会長                       |
| 教育関係        | 県教育委員会事務局    | 参事監兼高等学校課長 | 山根孝正  |                              |
| 地元自治<br>体   | 鳥取市          | 副市長        | 深澤義彦  |                              |
|             | 倉吉市企画振興部     | 部長         | 片山暢博  |                              |
| 地域住民<br>代表  | 鳥取県PTA協議会    | 副会長        | 増田裕子  | 倉吉市中学校PTA連合会                 |
|             | 鳥取県連合婦人会     | 会長         | 田中朝子  |                              |
|             | 鳥取県中小企業団体中央会 | 会長         | 常田禮孝  |                              |
|             | 倉吉商工会議所      | 会頭         | 倉都祥行  |                              |

# 学校設置候補地の位置図



(C) Mapion 地図データ (C) ZENRIN

## (仮称) 鳥取市医療看護専門学校の設置に関する基本協定書調印式 について

鳥取市企画調整課

現在、本市では、本市への看護・医療系専門学校の誘致に向けて、学校法人大阪滋慶学園と交渉を進めています。

この度、本市への看護・医療系専門学校の設置について、学校法人大阪滋慶学園と次のとおり基本協定書の調印を行うこととなりましたので、報告します。

- 1 日 時 平成25年4月28日(日) 12:30～13:30
- 2 場 所 鳥取市役所本庁舎4階第2会議室
- 3 出席者 学校法人大阪滋慶学園常務理事 橋本勝信 様  
鳥取市長 竹内 功
- 4 来 賓 鳥取県福祉保健部長  
鳥取市議会議長  
鳥取市看護師等養成所設置準備委員会副委員長(独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター病院長) 下田光太郎 様  
鳥取市看護師等養成所設置準備委員会委員(社会福祉法人鳥取福祉会理事長) 松下稔彦 様

### 5 次第

- (1) 開会《進行：鳥取市企画推進部次長 岡部哲彦》
- (2) 出席者紹介
- (3) 協定書調印

#### ■協定の主な内容

- 学校法人大阪滋慶学園は、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の優れた医療技術者を養成し、地域活性化に寄与することを目的として、鳥取市内に専門学校を設置する。
- 鳥取市は、学校用地を取得し、甲に貸し付けるとともに、施設、設備等の整備に係る支援を行うなど、学校法人大阪滋慶学園が行う専門学校の設置に対して協力し、必要な支援を行う。
- 専門学校の開学時期は、平成27年4月1日を目標とする。

- (4) あいさつ
  - ①学校法人大阪滋慶学園常務理事 橋本勝信 様
  - ②鳥取市長 竹内 功
- (5) 来賓あいさつ
  - ①鳥取県福祉保健部長
  - ②鳥取市議会議長
- (6) 握手・記念撮影
- (7) 質疑応答
- (8) 閉会

平成24年度鳥取県毒物劇物取扱者試験（一般）問題の誤りについて

平成25年5月21日

医療指導課

平成24年8月10日に実施した鳥取県毒物劇物取扱者試験（一般）において下記のとおり誤りがあり、受験者のうち1名が不合格から合格に変更となりました。

記

1. 出題誤りの内容等

(1) 試験実施日

平成24年8月10日（金）

(2) 誤り判明の経緯

平成25年5月9日に試験問題を開示した出版社より問題のうち1問に誤りがあるのではないかと問い合わせがあり、確認したところ(3)のとおり誤りがあることが判明した。

(3) 誤りがあった試験問題の内容

(受験区分：一般、試験問題区分：実地)

問1. 次の記述は、毒物及び劇物の鑑別方法に関するものである。( )にあてはまる最も適当な語句を下欄から選び、その記号を回答欄に記入しなさい

(1) 略

(2) 略

(3) 誤：第一水銀は、苛性ソーダを加えると、( )沈殿を生ずる。

正：塩化第一水銀は、苛性ソーダを加えると、( )沈殿を生ずる。

(4) 略

2 対応

(1) 当該問題について全員正解とし、採点を再度行った。

(2) 5月16日不合格から合格に変更となった方1名へお詫びするとともに、合格通知を行った。

3 原因と今後の対応

(1) 原因

試験問題作成の際の担当者の確認及び担当係のチェックが不十分であった。

(問題作成者による問題作成過程の原案は正しく記述されていたが、問題作成者が原稿をパソコン入力する際に「塩化」と入力しないミスを生じた。)

(2) 今後の対応

問題作成者以外の者が複数で、引用した過去問題、参考とした化学反応が記載された図書原本との突合を行う方式でのダブルチェック体制により適正な試験事務処理が行えるよう努めていく。

4 受験状況

受験者数 24人 合格者数 4人 (今回5人に変更)

○ 毒物及び劇物取締法

(毒物劇物取扱責任者の資格)

第8条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

一 薬剤師

二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者